

NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座の ご利用案内

この度は、「NCB結婚・子育て資金贈与専用口座」をご検討いただき、誠にありがとうございます。本預金のお手続きや注意事項を記載しておりますので、お申込みの前に必ずお読みください。

- 本預金は、2025年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、「結婚・子育て資金非課税措置」といいます。）に対応している商品です。
- 扶養義務者間で、必要な都度支払われる生活費または教育費については、本非課税措置にかかわらず贈与税は非課税です。また、本非課税措置の適用を受けた同じ年に、贈与により取得した他の財産がある場合、暦年課税を選択して申告すると、年間110万円までの基礎控除額の適用があります。



この度は、「NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座」をご検討いただき、誠にありがとうございます。
本預金のお手続きや注意事項を記載しておりますので、お申込みの前に必ずお読みください。

<特にご留意いただきたい事項>

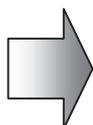
POINT1 非課税となる結婚・子育て資金の限度額について

- ・ 「結婚資金(結婚に際して支払うもの)」と「子育て資金(妊娠・出産及び育児に要するもの)」で限度額が異なります。
 - ①「結婚資金」最大 300 万円
 - ②「子育て資金」上記①と合算し最大 1,000 万円
- ※ 結婚・子育て資金の定義等は、P5 および子ども家庭庁のホームページをご参照ください。

POINT2 領収書等のご提出について

- ・ 口座の資金を結婚・子育て資金として支払った場合、領収書等を口座開設店へご提出いただけます。
- ・ 領収書等を期限(翌年3月15日)までに提出されなかった場合、紛失された場合等は、非課税措置の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

毎年1月1日から12月31日
までに支払ったものの領収書等



翌年1月4日から3月15日までに
口座開設店に提出が必要

- ・ 領収書等は、「結婚資金」と「子育て資金」を分別していただき、原本を「令和_____年分『NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書」(当行書式)とともにご提出ください。
- ・ ご提出いただいた領収書等は、当行にて写しをとらせていただきます。また、原本はご返却させていただきますが「結婚・子育て資金特例適用済」との表示(ゴム印押印)をいたします。

POINT3 口座からのご出金とお支払いのタイミングについて

- ・ 窓口でのご出金のみのお取扱いとなります(ATM・インターネットバンキング等によるご出金や口座振替は出来ません)。毎年1月1日から12月31日までにご出金された金額が、同期間の領収書等の合計額よりも大きい場合、将来差額に贈与税が課税されます。但し、ご出金可能日は銀行窓口営業日に限りますので、ご了承ください。
- ・ ご出金と結婚・子育て資金お支払いの前後は問いません。但し、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出し日が同じ年(※)に属さない場合等、贈与税の課税対象となり、非課税とならない場合がございますのでご注意ください。(※1月~12月。年度ではありません。)

POINT4 一度出金すると、再入金できないことについて

- ・ 本口座から誤ってご出金されますと、再入金が行えませんのでご注意ください。
- ・ 当行で本口座以外の口座をお持ちの場合は、通帳を他の口座のものと分別して保管されることをおすすめしております。

POINT5 住所変更等のお届けについて

- ・ ご住所や氏名等のお届け事項に変更が生じた場合は、すみやかに口座開設店でお手続きをお願いします(当行を通じて税務署へ異動申告書の提出が必要です)。
- ・ お手続きに必要な書類等は、口座開設店へお問い合わせください。

1. 商品概要

※以下、贈与者の方を「祖父母さま等」、受贈者の方を「お孫さま等」と表記しております

項目	内容
商品名	「NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座」
ご預金の種類	<p>普通預金（総合口座普通預金のご利用出来ません）</p> <p>※ 利息は普通預金店頭金利を適用します。</p> <p>※ 利息は「結婚・子育て資金非課税措置」の適用対象外であり、源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%の合計 20.315%）となります。</p> <p>※ 本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>※ 口座開設時に「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約付普通預金規定（以下、「結婚・子育て資金管理特約」といいます。）」を承認していただきます。</p> <p>※ 「NCB ダイレクト」でのお取引はできません。</p>
ご利用いただける方	<p>18歳以上50歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祖父母さま等（直系尊属）から結婚・子育て資金として贈与を受けられた方 ・ 口座開設店のお近くにお住まいまたはお勤めの方 ・ 前年の合計所得金額が1,000万円以内の方 <p>※ 他の金融機関や当行の他の店舗で本制度をご利用されている場合は、お申込みいただけません。</p>
最低お預入額	100万円
お預入限度額	1,000万円
お預入単位	1円単位
お預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設店の窓口でお預入れいただけます。（ATMやお振込によるお預入れはできません） ・ 但し、対象の資金は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>2015年4月1日から2027年3月31日までに直系尊属（父母さま・祖父母さま・曾祖父母さま）から贈与により取得した金銭であること。</u> ② <u>贈与を受けた後、2ヵ月以内の預入であること。</u> ・ お預入れに際しては、「結婚・子育て資金非課税申告書」等のご提出が必要です。詳しくは、次頁以降をご参照ください。 ・ お預入れされた資金を減額することはできません。
お預入の期限	2027年3月31日
ご出金方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口で随時ご出金いただけます。但し、非課税措置の適用を受けるためには、P. 1【POINT3】をご参照ください。 ・ ATM・インターネットバンキング等によるご出金や口座振替は出来ません。 ・ 本口座から誤ってご出金されますと、再入金が行えませんのでご注意ください。
ご出金の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税措置の適用を受けるためには、50歳に達する日の前日までにご出金いただく必要がございます。（50歳になられますと、ご出金ができなくなります）
ご契約の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ このご契約は、50歳に達した日に終了いたします。 ・ 50歳になられましたら、お手数ではございますが、すみやかに口座開設店にてご解約のお手続きをお願いいたします。
手数料	無料

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意事項等	交付申請先
(1) お孫さま等のご本人確認書類(原本)	健康保険証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード(個人番号カード)等	—
(2) お孫さま等のお届け印	—	—
(3) お孫さま等のマイナンバーが確認できる書類(原本)	マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、住民票(個人番号の記載あり)等	—
(4) 祖父母さま等とお孫さま等の関係を確認できる書類(原本)	戸籍謄本・住民票等	市区町村役場
(5) 贈与契約書(原本)	<p>予め書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、<u>贈与契約書の原本をご提示いただきます。(写しをとらせていただき、原本はお返しいたします)</u></p> <p>※ <u>贈与契約日から 2 ヶ月以内にお預入れいただく必要がございます。</u></p> <p>※ 贈与契約書の書式は当行でもご用意しております。</p>	当行にも書式あり
(6) 結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	申告書は当行より税務署へ提出いたします。	当行
(7) 贈与資金	<p>贈与資金は、以下の方法等にて予めご用意ください。</p> <p>①既に当行にあるお孫さま等の口座に予め入金し、口座開設日に本預金へ振替(お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のご通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。)</p> <p>②既に当行にある祖父母さま等の口座に予め入金し、口座開設日に本預金へ振替(祖父母さま等が既に当行にお持ちの口座のご通帳とお届けのご印鑑をご用意の上、祖父母さま等もご来店ください。)</p> <p>③現金をお持ちいただき口座開設日に本預金へ入金</p> <p>※本預金へ直接贈与資金をお振込することはできませんのでご注意ください。</p>	—
(8) 口座開設申込時の確認書	ご契約にあたっての重要事項等を記載しておりますので、内容をご理解いただき、ご確認印を押印ください。	当行
(9) 合計所得金額に関する確認書	確認書は教育資金非課税申告書と併せてご提出ください。	当行
(10) お孫さま等の合計所得金額を明らかにする書類	<p>確定申告書写し、源泉徴収票など</p> <p>※お孫さま等に所得がない場合やお孫さま等が扶養親族等の場合は、「合計所得金額に関する確認書」を合計所得金額の証明書として使用できます。</p>	—

※ 口座開設後に追加でご入金をされる場合は、別途手続きが必要です。詳しくは口座開設店にお問合せください。

3. 口座開設手続き

① 贈与契約の締結および必要書類のご準備

祖父母さま等とお孫さま等の間で贈与契約を締結いただくとともに、上記の必要書類をご準備ください。

② ご来店

お孫さま等にご来店いただきます。祖父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、祖父母さま等がご本人確認書類をご持参の上、ご来店いただく必要がございます。

③ 口座開設手続き

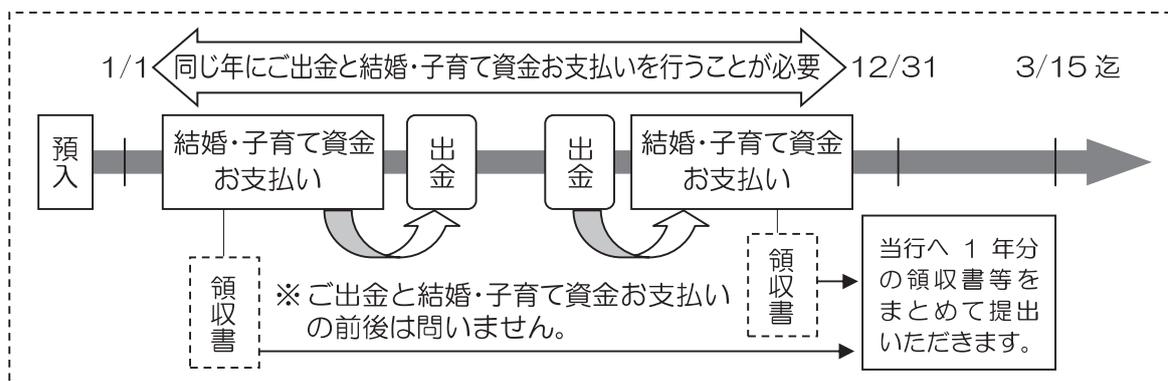
「結婚・子育て資金非課税申告書」等の申込書類をご記入・ご捺印いただき、お孫さま等の名義で口座を開設していただきます。

④ 通帳のお渡し等

通帳をお渡しし、お手続きは完了となります。

4. 口座からのご出金と結婚・子育て資金のお支払い及び領収書等ご提出のタイミング

- ・ 口座の資金を結婚・子育て資金として支払った場合、領収書等を口座開設店へご提出いただきます。
- ・ 領収書等が期限（翌年 1 月 4 日から 3 月 15 日）までに提出されなかった場合、領収書を紛失された場合、本口座の預金が結婚・子育て資金として使われなかった場合、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出し日が同じ年（※）に属さない場合等、贈与税の課税対象となり、非課税措置の適用を受けることができませんのでご注意ください。（提出期限を過ぎた領収書等は一切受付できません）
（※1月～12月。年度ではありません。）



- ・ 50 歳に達した時点で、未提出の領収書等がある場合は、50 歳に達した日の翌月末までに領収書等を提出していただく必要があります。
- ・ 本預金にお預入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、非課税措置の対象外です。
- ・ 領収書等は、「結婚に際して支払うもの」と「子育て(妊娠・出産及び育児)に要するもの」を分別していただき、原本を「令和 _____ 年分『NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書」(当行書式) とともにご提出ください。

5. 領収書等について

- ・ 領収書等には、以下の記載が必要です。
 - i) 支払年月日 ii) 金額 iii) 支払者(宛名でも可)
 - iv) 支払先の氏名(名称)および住所(所在地)
 - v) お使いみち(支払内容) 例) ○○ 医院入院費など
- ・ ご提出いただいた領収書等は、当行にて写しをとらせていただきます。また、原本はご返却させていただきますが、「結婚・子育て資金特例適用済」との表示(ゴム印押印)をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご提出いただいた領収書等に、結婚・子育て資金と認められないものが含まれていた場合、領収書ではないものが含まれていた場合は、その金額について非課税措置を受けることができませんので、ご注意ください。

< 「領収書等」とは >

- 当行では、原則として領収書(原本)をご提示いただいております。
- 領収書のご提出が困難な場合は、振込依頼書兼受領書等をご提出いただきます。この場合、支払内容や支払先の氏名・住所がわかるもののご提出が必要となります。
- 「請求書」は認められていませんので、ご注意ください。

「領収書」や「領収書以外に必要な書類」についての詳細は、こども家庭庁ホームページの「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」、「別表」や「領収書等のチェックツール」をご参照ください。

こども家庭庁ホームページ【<https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/zouyozei>】

6. 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

<p>①結婚資金 (上限300万円)</p>	<p>■婚礼に係る費用 ・挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用。 (例) 会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム(招待状等)、人件費など</p> <p>■家賃等に係る費用 ・結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用。 (例) 賃料(契約更新後は更新後の賃料)、敷金、共益費、礼金(保証金などこれに類する費用を含みます。)、仲介手数料、契約更新料など</p> <p>■引越しに係る費用 ・結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用。</p>
<p>②子育て資金 (①と合算で上限1,000万円)</p>	<p>■不妊治療に係る費用 ・男女の別や保険適用の有無に関係なく、不妊治療のために必要な費用。 (例) 人工授精・体外受精・顕微授精など</p> <p>■妊婦健診に係る費用 ・母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用。</p> <p>■出産に係る費用 ・正常分娩・流産・死産の別を問わず、出産のための入院から退院までに要した費用。具体的には、出産日(死産・流産の日を含む。)以後1年を経過する日までに支払われた以下のものが対象。 (例) 分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料、産科医療補償制度掛金、入院中の食事代など</p> <p>■産後ケアに係る費用 ・出産日以後1年を経過する日までに「産後ケア」に要した費用。 (例) 日中のサービスまたは訪問により、心身のケアや育児サポートを行うもの(デイケア型)・空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するもの(宿泊型)</p> <p>■子の医療費に係る費用 ・小学校就学前の受贈者の子に要した医療費。 (例) 治療費、予防接種代(任意・法定いずれも含む。)、乳幼児健診に要する費用、医薬品代(処方箋に基づき処方されるものに限る。)</p> <p>■子の育児に係る費用 ・小学校就学前の受贈者の子に要した費用。 (例) 入園料、保育料(ベビーシッター費用も含みます。)、施設設備費、入園のための試験に係る検定料、在園証明に係る手数料、行事への参加に要する費用(保護者分は対象となりません。)、食事の提供に係る費用、その他育児に伴って必要な費用(例えば、施設利用料、事業に伴う本人負担金など)</p>

※ 公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。

※ 結婚・子育て資金を振り込むための振込手数料は、結婚・子育て資金に含まれません。

非課税となる結婚・子育て資金の範囲、「結婚に際して支払うもの」「子育て(妊娠・出産及び育児)に要するもの」の区分についての詳細は、こども家庭庁ホームページの結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する「Q&A」、「別表」や「領収書等のチェックツール」をご参照ください。こども家庭庁ホームページ【<https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/zouyozei>】

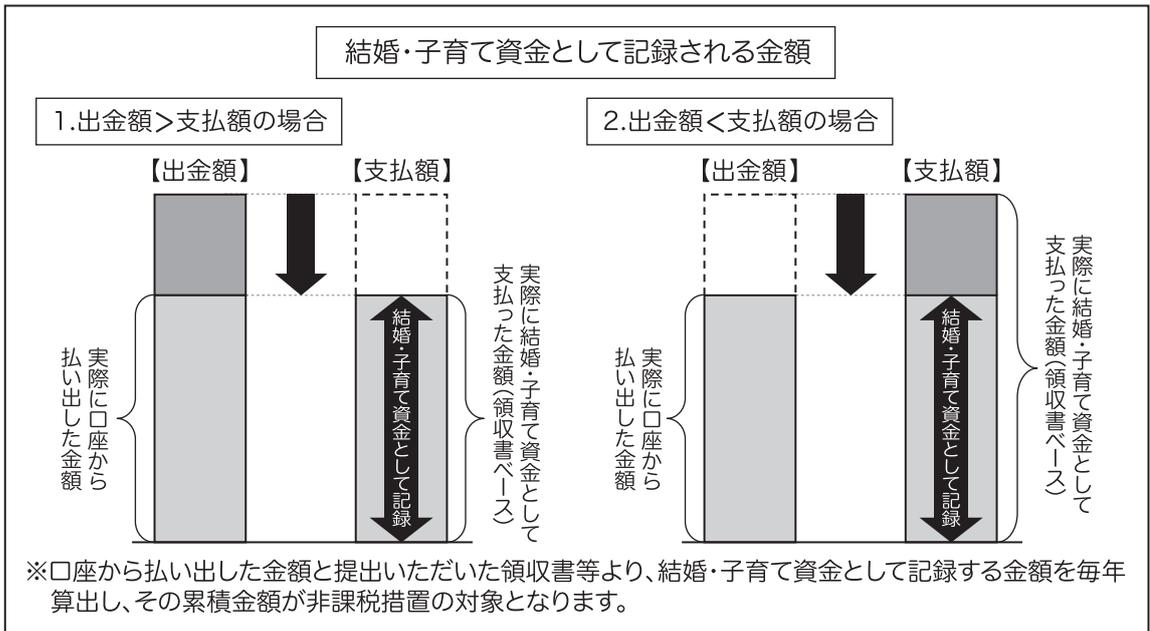
7. 結婚・子育て資金管理特約の終了

- ・ 結婚・子育て資金管理特約は、下記のいずれかに該当する場合終了いたします。
 - ① お孫さま等が 50 歳になられた場合
 - ② お孫さま等が亡くなられた場合
 - ③ 本預金の残高が「0」となり、お孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合
 - ④ 祖父母さま等がお亡くなりになり、他の生存贈与者(祖父母さま等)がいっらない場合
(口座から全額を引き出すことにより、特約を終了させていただきます。)
- ・ 上記①または③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。
- ・ 上記④の事由により、結婚・子育て資金管理特約を終了する場合の課税については、P.7の8をご確認ください。
- ・ 上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金はすみやかにご解約いただく必要がございます。通帳・お届け印・ご本人確認書類をお持ちになり、窓口へお来ください。
- ・ 上記①または③の事由により結婚・子育て資金管理特約が終了した時点で、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額がある場合は、その残額に対して贈与税が課税されます。(特約が終了した日の属する年に贈与があったものとみなされます)

※ 以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には贈与税の申告が必要です。

- ① 預金金額のうち、ご出金をしなかった部分
- ② ご出金金額のうち、次の部分
 - i) 結婚・子育て資金のお支払いに充当しなかった部分
(年間のご出金合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます。)
 - ii) 結婚・子育て資金のお支払いとご出金の年が異なる部分
 - iii) 結婚・子育て資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
 - iv) 結婚に際して支払うもので累計 300 万円を超える部分

- ・ 上記②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。



8. 契約期間中に贈与者が亡くなられた場合の取扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた際、結婚・子育て資金のお支払いに充てられていなかった残額がある場合、当該残額は祖父母さま等から相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となりますので、ご注意ください。

(1) 祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当行窓口までお知らせください。

(2) 結婚・子育て費用のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は、祖父母さま等の亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、祖父母さま等が亡くなられた日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

(3) 当行は、お孫さま等からの届出を受け、祖父母さま等が亡くなられた日とともに、贈与者が拠出した金額からお孫さま等が結婚・子育て費用のためにお支払いした金額を記録いたします。

※管理残高は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際の相続税申告の要否は他の遺産の金額の多寡により異なります。

※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

※受贈者がお孫さま等の場合において、本制度を利用して贈与を受け贈与者が契約終了前に亡くなった場合は、受贈者の相続税額に20%が加算されます(いわゆる「2割加算」の適用)。

2021年4月以降に本専用口座に預入された金額について対象となります。

9. その他ご注意事項

(1) 本預金にお預入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、非課税措置の適用対象外となります。

(2) 本預金からご出金後に結婚・子育て資金を支払う場合、ご出金時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等及び必要書類のご提出が無い場合、結婚・子育て資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。

(3) 2013年4月1日より、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されております。子の育児に係る費用については、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して適用をうけることはできません。

以上